

(1) 聯合國側としては平和條約締結前の期間に於て既成事實としせしめたる事態は之を法的に確認し其の恒久化を圖るものとしせらるるも我方としては平和條約の主要内容として國家の獨立と民族の生存との爲に必要不可欠なりと主張すへき事項を決定し且之が科學的根據を供する資料の整備を急ぎ既成事實と化し居る事項に付ても之が合理的改變乃至修正を圖ると共に新規事項に付ては最も公正なる解決を期するに資せしむるものとす

(2) 對日平和條約は先づポツダム宣言加入國たる米英蘇支四ヶ國の外相會議に依り起草せられ次で對日戰爭を積極的に遂行せる其他の聯合諸國(佛・加・澳・蘭・新西蘭・印度・比島等)をも加へて招集さるべき太平洋平和會議とも謂ふべき會議に於て決定せらるべき事項を以て之を以ては既成事實とせらるるものとす

(3) 我方に於ける準備は概ね左の三段階に区分して之に着手するものとす

第一期 (概ね一九四六年上半期を目途とす)

外務省内に於て研究せる所を體系付ケ要綱案を完成す之が爲所要に應じ非分式に部外にも聯絡し協力を求む

第二期 (概ね一九四六年秋期を目途とす)

外務省中心となりて關係各廳間に非公式協議會を組織し要綱案に綿密なる検討を加へ案の確定を圖り該要綱案中の我方主張事項は之を抽出して閣議決定と爲し權威ある附屬資料等を整備す(適當の時期以後官廳以外の者をも加ふ)

第三期 (一九四六年末頃)

聯合國側(出方とも)の同意合せ政府に於て正式に問題を採上げ平和條約締結準備委員會を設置する等所要の措置を講じ準備の完了に努む

への参加を出来得る限り早急に實現せしむるべきこと
 ② 最も速かなる機会を於て正當の國際組織への参加を認めらるべきこと
 ③ 國際組織の確立
 ④ 國際組織より更に一歩を進め世界政府の確立の原則の闡明せらるべきこと
 ⑤ 人類の平等の確立を促進する原則の確立せらるべきこと
 ⑥ 日本和平條約署名の全權が世界の平等としての戦争を遂行する世界が決定せらるべきこと
 ⑦ 世界の平等の達成は原子力の國際管理の實現の前提であるべきこと
 ⑧ 世界の自由の實現は國際組織の確立の前提であるべきこと

(平研一)三
 平和條約の聯合國案(想定)と我方希望案との比較検討

| 事項 | 聯合國案 (想定) | 我方希望 |
|------------------------|-----------------------------------|--|
| 軍事條項イ、陸海空軍の完全なる解体と再建禁止 | イ、軍需生産、戦争手段の生産施設及其の研究の禁止並に防備施設の撤廢 | イ、國內治安維持に必要な警察機關の存置及或る程度の擴充(但し聯合國を以て再軍備の口實をなすことと誤解せられざる要あり)と、軍需と民需との差別困難なるものあり平和産業に不可欠なるものの制限を計る |
| 領土問題イ、滿洲、臺灣及澎湖島の中國への返還 | イ、撤兵制度の撤廢、軍事的教育、團體の廢止、軍事條項實施の監督 | ニ、本項は對日監督委員會の項にて述ぶ領土問題に關し我方としては |

8

朝鮮の獨立
 日本占領地
 任説治地
 家

他、聯合國の決定する其の
 信託統治に附すべき地
 域の決定（本項は悉くし
 り合國相互の間の合意に依
 り決定するやも知れず）

其の他の諸小島の所屬
 決定に付ても歴史の地
 理的、經濟的意味に依る
 公平なる決定を要する之
 か為三要素に依る

9

要なる又款を蒐集し我方
 の要求を確定すへきなり
 在、本邦朝鮮人の遷移人
 の選擇の行世は一定
 の期間中に移居せざるも
 の日本國籍の取得を認む
 右と同様に朝鮮に於けるも
 鮮、遷移に於けるも
 に行、朝鮮又は中國國籍
 取得を認めしむ

要なる又款を蒐集し我方
 の要求を確定すへきなり
 在、本邦朝鮮人の遷移人
 の選擇の行世は一定
 の期間中に移居せざるも
 の日本國籍の取得を認む
 右と同様に朝鮮に於けるも
 鮮、遷移に於けるも
 に行、朝鮮又は中國國籍
 取得を認めしむ

政治経済

朝鮮の獨立承認
在韓日本領土日本人の
初の特権、利益、財産の
放棄

朝鮮國の安全保障

中國に於ける日本の
特権、權利、利益、財産の
放棄

中國との條約關係
存在の不平條約等一切
の條約の放棄

私有財産に付ては個人
に應じ若干の特例を設け
生活維持に必要なる限度
の所有を認めざるは殊
に朝鮮に對する財産の保護
を求め
我國としては韓朝鮮
の安全は直に我國に重大
なる影響を與ふるを以て
我國の安全保障の見地よ
りも聯合國の援助を期待
す
中國に對する特権を認められ
たる日本人の私有財産に
付何れを没すること
尙本件は賠償問題と密
關あり

ホ、泰、比、律、賓、佛、印、蘭
印等に有したる日本國及
日本人の一切の特権、權
利、利益、財産の放棄

日本國の外交權に對する
制限
例、條約締結の場合に
於ける事前又は事後報告、
情報、宣傳の制限、外交
通信の制限、在外公館の
制限

日本の司法權に對する
制限
例、聯合國人に對する
刑事裁判管轄權、又は聯
合國人の營業者たる民事
事件の裁判權に關する制
限

平和條約締結後外交權
の完全なる自由獲得を目
途とし、殊に外交官の特權を侵
ざるが如き條件は出來得
る限り受けざるべからず

平和條約締結後外交權
の完全なる自由獲得を目
途とし、殊に外交官の特權を侵
ざるが如き條件は出來得
る限り受けざるべからず
下、平和條約締結後は司法
權の完全なる回復を期す
但し占領區に關する者に
付若干の例外を認むるは
已むを得ざるべきも斯る
場合は詳細に別協定を
なすを要す(占領區の項
参照)

日本内政に於ける民主主義確立の保障(例、言論、集會、結社の自由、基本的人權の保障)

リ、内外人平等の原則確立

又、日本國の一定地域の領土領

日本は内政干渉の領土あるを以て果して條約に規定せらるるや疑問なり若し要求せらるる場合に於ても我方の自主的方針に基くものとし聯合國の干渉を排除すべきなり獨立國として其の國家機構成員のみ認めらるべき公的資格又は公的性質を有する地位其の他一般的に國民にのみ與へらるる權利に付ては例外を認めしむること
又、該占領地は平和終結に基く日本國の義務履行監視に正まり其の兵隊、地域を極力限定す、又其の權利も即時的決定に依り充分明確にし確定なる界限を有せざる様務む

經濟問題

イ、産業制限、非軍事化目的に合せざる産業の廢止又は制限

ロ、賠償の取立
1、平和經濟維持に必要なるもの以外の撤去

有、在籍資産の取立(公積金を除く)

3、年産産物の取立(主として原料品又は原料が日本内地にて得らるる加工品)

イ、純軍需産業の禁止、特定産業部門に對する監視制度等は之を受入るるも廢置産業の制限は永久的のものとなす將來の平和的發展を拘束せられざる據留意するを要す

1、撤去せられたる部分の將來に於ける再建に關し余裕を持つ如く努むること

ロ、被占領地に關する如く、被占領地中其の自給に殘留せる者の財産に付特別を課する如く努むること
3、年産産物の取立は現情にてはなかるべきも万一之を規定せらるる場合には廢置品少量をらしむる様務むること

1、貿易の制限
 2、輸入の制限
 3、輸出の制限
 4、海運の制限
 5、沿岸漁業の制限
 6、遠洋漁業の制限

1、我が國の存立上貿易の
 2、重要なる輸入品を確保する
 3、我が國の産業の発展を
 4、我が國の利益を保護する
 5、我が國の安全を確保する
 6、我が國の領土を確保する

1、輸出に關しダンピングの禁止及一定期間の販路の制限
 2、差別的貿易制度の禁止
 3、貿易監察制度
 4、高率關稅の禁止
 5、爲替の安定及其の維持
 6、海運の制限
 7、沿岸漁業の制限
 8、遠洋漁業の制限

1、ダンピングの定義を明確にすること
 2、我が國の利益を保護すること
 3、我が國の産業の発展を促進すること
 4、我が國の安全を確保すること
 5、我が國の領土を確保すること
 6、我が國の利益を保護すること
 7、我が國の産業の発展を促進すること
 8、我が國の安全を確保すること